

合法性・持続可能性の証明に関する自主行動規範

一般社団法人 島根県木材協会

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、一般社団法人 島根県木材協会（以下、「本会」という。）は、違法伐採対策として、合法性、持続可能性が証明された木材の供給に当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1 本会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

2 本会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

3 本会は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（他の団体との連携）

4 本会は、違法伐採対策の実施に当たっては、他の木材産業関係団体およびNGO等との連携を図る。

（会員事業者等の認定）

5 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者等認定実施要領」を別途定め、本会の会員事業者等の認定を行い、合法性、持続可能性が証明された木材の供給に努めるものとする。

（情報の公開）

6 本会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

附則

- 1 この自主行動規範の制定日は、令和7年4月1日とする。
- 2 平成25年1月22日制定の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマス証明に関する自主行動規範」は廃止する。